平成２３年（フ）第２７６０号
神奈川県平塚市諏訪町19番５―101号　諏訪町第四ハイツ、開始決定時の住所神奈川県茅ヶ崎市中島1166番地23
破産者　蔦谷　昭浩
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４７７号
静岡県湖西市古見911番地、開始決定時の住所静岡県湖西市古見856番地の９
破産者　山本　泰広
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第８１号
千葉県市川市田尻４丁目８番９号
破産者　上田　勝一
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８２号
京都市北区雲ヶ畑出谷町２番地
破産者　久保工務店こと　久保　敏之
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２３１号
奈良県桜井市大字谷110番地の１　303号、開始決定時の住所奈良県桜井市大字慈恩寺880番地の１
破産者　山中　　勲
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１３号
奈良県生駒市辻町812番地　ハイネスピア501
破産者　溝端眞知子
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１２７号
長崎県長崎市かき道４丁目38番35号、旧住所長崎県長崎市界２丁目９番17―1402号
破産者　市川　勝司
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４６号
兵庫県豊岡市但東町河本279番地
破産者　岡本　良信
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第２６８８号
北海道恵庭市有明町２丁目４番17号、開始決定時の住所札幌市中央区宮の森２条17丁目18番５号
破産者　佐藤　勝美
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２００号
札幌市南区石山２条６丁目１番35号
破産者　齊藤　雅人
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０２号
神奈川県横須賀市久村603番地　コーポ御滝堂Ｂ―202
破産者　高田　俊行
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３２９１号
名古屋市守山区幸心３丁目712番地　リバーランド河原205号
破産者　藤原　明教
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５５号
福岡県直方市古町６番９号
破産者　窪田　悦士
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第２号
大分県由布市湯布院町川南1043番地５
破産者　日野　廣美
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７号
沖縄県中頭郡西原町字我謝234番地
破産者　與那嶺　保
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４６２号
秋田市土崎港北３丁目３番30号　フェアステージ港北105号
破産者　工藤　孝徳
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５５号
横浜市神奈川区白幡南町19番１―411号
破産者　小幡　元祥
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部